

政令第二百九号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「政策統括官の」を「政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の」に、「第一百十九条」を「第一百十二条」に、「第十二目 政策統括官（第一百十九条）」

第一百八条」に、「第十二目 政策統括官（第一百二十条）」を

第十三目 サイバーセキュリティ統括官（第

に改める。

百二十条）」

第一章第二節第一款の款名中「の設置等」を「及びサイバーセキュリティ統括官の設置等」に改める。

第二条の見出し中「の設置等」を「及びサイバーセキュリティ統括官の設置等」に改め、同条第一項中「二人」を「一人及びサイバーセキュリティ統括官一人」に改める。

第十条第十号中「総合通信基盤局」の下に「並びにサイバーセキュリティ統括官」を加える。

第十一条第一項第六号中「総合通信基盤局」の下に「並びにサイバーセキュリティ統括官」を加え、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十一号及び第二十二号」を「第二十号及び第二十一号」に改める。

第十三条第一項第二号中「第百十六条」を「第百十五条」に改める。

第十四条中「、次に」を「第一号に」に、「分掌する」を「分掌し、及び第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる」に改める。

第十五条を次のように改める。

(サイバーセキュリティ統括官の職務)

第十五条 サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三号及び第十八条第四項において同じ。

)の確保に関すること。

二 情報の電磁的流通における個人情報保護の保護に関すること。

三 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

第十八条の見出し中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同条第一項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「十三人」を「十四人」に改め、同条第三項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「政策の評価」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進」に、「に参画し、」を「並びに調整に関する事務並びに」に改める。

第四十条中「八人」を「七人」に改める。

第六十七条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「六課及び参事官一人」を「七課」に、「国際政策課」を「総務課」に、「国際経済課」を「国際政策課」に改める。

第六十八条の見出し中「国際政策課」を「総務課」に改め、同条中「国際政策課は」を「総務課は」に改め、第二号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第七十四条を削り、第一章第二節第三款第八目中第七十三条を第七十四条とする。

第七十二条中「第六十八条第四号及び第七十条第二号」を「第七十条第二号及び前条第三号」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十一条の次に次の一条を加える。

(国際政策課の所掌事務)

第七十二条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際政策課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）。

三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）。

四 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国際経済課及び国際協力課の所掌に属する

ものを除く。)

第七十五条第一項中「十課」を「九課」に、「二人(うち一人は、」を「一人(」に、

「サイバーセキュ
地域通信振興課

リテイ課

を「地域通信振興課」に改める。

第七十八条第八号中「総合通信基盤局」の下に「並びにサイバーセキュリティ統括官」を加える。

第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

第八十六条中「次に掲げる事務」を「情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るもの」に改め、同条各号を削る。

第一百五十五条を削り、第一百六十六条を第一百五十五条とし、第一百七十七条から第一百十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第二節第三款第十二目中第一百二十条を第一百十九条とする。

第一章第二節第三款に次の一目を加える。

第十三目 サイバーセキュリティ統括官

(参事官)

第二百二十条 本省に、参事官三人を置く。

2 参事官は、命を受けて、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。

附則第六条第一項中「第二十二号」を「第二十一号」に改める。

附則第七条中「命を受けて」を削り、「分掌する」を「つかさどる」に改める。

附則第十八条第一号中「附則第二十二条」を「附則第二十三条」に改める。

附則第二十条中「第二百二十条第五項各号」を「第一百十九条第五項各号」に改める。

附則第二十一条中「第二百二十条第六項各号」を「第一百十九条第六項各号」に改める。

附則第二十二条を附則第二十三条とする。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

(参事官の設置期間の特例)

第二十二條 第二百十條第一項の参事官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この政令は、平成三十年七月二十日から施行する。

(公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正)

第二條 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務省の項中「又は総合通信基盤局」を「若しくは総合通信基盤局又はサイバーセキュリティ統括官」に改める。

(統計委員会令の一部改正)

第三條 統計委員会令（平成十九年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三條中「（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第二号に掲げる事務を分掌するものに限る。）」を削る。

(恩給審査会令の一部改正)

第四条 恩給審査会令（平成二十一年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第四号に掲げる事務を分掌するものに限る。）」を削る。

理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、サイバーセキュリティ統括官を設置し、情報流通行政局の所掌事務を変更するとともに、大臣官房に政策立案総括審議官を設置する等の必要があるからである。